

# 仕 様 書

- 1 件 名 褥瘡マット賃貸借（長期継続契約）
- 2 契約期間 令和 7年(2025年)3月 1日から  
令和12年(2030年)2月28日まで
- 3 賃貸借場所 草加市草加二丁目21番1号 草加市立病院
- 4 支払方法 業務完了月払（令和6年度は年1回払い、令和11年度は年11回払い  
その他年度は年12回払い）
- 5 賃貸借内容 別紙1のとおり
- 6 個人情報の保護  
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- 7 その他
  - (1) 草加市環境マネジメントシステムに関する取組に協力すること。
  - (2) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ア 受注者及び受注者の下請業者は不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、病院事業管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - イ 受注者は、市立病院及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
  - (3) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
  - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 8 問合せ先 草加市立病院 施設管理課  
電話 048（946）2200（代表）

## 賃貸借内容

### 1 品目・規格

褥瘡マット25台

「こちあ利楽 KE-973S (パラマウントベッド製)」または「ビリーブ MBLV83-Z (モルテン製)」のどちらかの褥瘡マットを選択すること。

### 2 設置条件

- (1) 納品時は借主が指定する日時及び場所において納品すること。
- (2) 搬入及び搬出に要する費用は貸主が負担するものとする。
- (3) 貸主は、借主に対して操作説明及び取扱説明を実施し、安全使用を促すこと。

### 3 保守体制

- (1) 貸与品に故障又は汚損等があった場合、修理または貸与品の交換を行うこと。また、問い合わせ先はコールセンター等、明確に提示すること。
- (2) 貸主は、清潔な褥瘡マットを納品し、納品前の消毒は適切な消毒効果のあるものを用いて行うこと。
- (3) 上記(1)~(2)にかかる消耗品及び費用は貸主が負担するものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市立病院（以下「甲」という。）から業務の賃貸借を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、業務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

(再賃貸借の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を賃貸借してはならない。

(賃貸借目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告業務)

第8条 乙は、業務に係りこの個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、業務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。